

小山市一般会計及び特別会計歳入歳出
決算並びに基金運用状況審査意見書

平成30年4月1日 から

平成31年3月31日まで

小監第54号
令和元年8月21日

小山市長 大久保 寿夫 様

小山市監査委員 藤 沼 千 春

小山市監査委員 小 川 一 久

小山市監査委員 関 良 平

平成30年度小山市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに
基金運用状況審査意見書について

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、令和元年7月1日付け小財第64号により審査に付された平成30年度小山市一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに同法第241条第5項の規定に基づき審査に付された基金の運用状況を示す書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の方法	1
第 4	審査の結果	1
	各会計歳入歳出決算の概要	2
1	各会計の総括	2
	(1) 決算規模	2
	(2) 普通会計における財政状況	3
2	一般会計	5
	(1) 総 説	5
	(2) 歳 入	6
	(3) 歳 出	17
3	特別会計	26
	(1) 国民健康保険（事業勘定）	26
	(2) 介護保険	27
	(3) 後期高齢者医療	28
	(4) 病院事業債管理事業	29
	(5) 墓園やすらぎの森事業	29
	(6) 栃木県南地方卸売市場	30
	(7) 与良川水系湛水防除事業	31
	(8) 農業集落排水処理事業	32
	(9) 小山東部第二工業団地造成事業	33
	(10) テクノパーク小山南部造成事業	33
	(11) 公共用地先行取得事業	34
	(12) 公共下水道事業	35
4	財 産	37
	(1) 公有財産	37
	(2) 物 品	37
	(3) 債 権	37
	(4) 基 金	38
5	各基金運用状況の概要	40
	(1) 小山市土地開発基金	40
	(2) 小山市国民健康保険高額療養資金貸付基金	41
	資 料	

平成３０年度小山市一般会計及び特別会計
歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書

第１ 審査の対象

- １ 小山市一般会計歳入歳出決算
- ２ 小山市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算
- ３ 小山市介護保険特別会計歳入歳出決算
- ４ 小山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- ５ 小山市病院事業債管理事業特別会計歳入歳出決算
- ６ 小山市墓園やすらぎの森事業特別会計歳入歳出決算
- ７ 小山市栃木県南地方卸売市場特別会計歳入歳出決算
- ８ 小山市与良川水系湛水防除事業特別会計歳入歳出決算
- ９ 小山市農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算
- １０ 小山市小山東部第二工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- １１ 小山市テクノパーク小山南部造成事業特別会計歳入歳出決算
- １２ 小山市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算
- １３ 小山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- １４ 上記決算に関する証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書
- １５ 基金の運用状況に関する調書

第２ 審査の期間

令和元年７月１日から令和元年８月２１日まで

第３ 審査の方法

市長から審査に付された歳入歳出決算書及び付属書類、基金の運用状況を示す書類について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合点検を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、計数の正否性、予算の執行状況及び運用状況の適否等について審査した。なお、定例監査及び例月現金出納検査の結果を参考とした。

第４ 審査の結果

- １ 市長から審査に付された平成３０年度各会計歳入歳出決算書、平成３０年度各会計歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数は、いずれも正確であると認められた。
- ２ 財産に関する調書については、公有財産、物品、債権及び基金について財産台帳等を審査した結果、計数はいずれも正確であると認められた。
- ３ 基金の運用状況に関する調書については、設置目的に沿って運用されており、年度末現在高及び運用状況の計数はいずれも正確であると認められた。
- ４ 予算の執行状況及び事務処理は、概ね適正かつ効果的に執行されたものと認められた。

(注) なお、意見書中、小数点第１位、千円を単位として表した数字は原則として四捨五入としたが、端数を整理するため調整した数字もある。

各会計歳入歳出決算の概要

1 各会計の総括

(1) 決算規模

一般会計及び12特別会計の総計決算額は、予算現額99,744,938千円（前年度比5.1%減）に対し、

歳入 96,054,102千円 （前年度比3.7%減）

歳出 93,082,169千円 （前年度比4.1%減）

となり、決算額の前年度比で歳入3,731,971千円の減少、歳出3,945,300千円の減少となっており、歳入歳出の差引では、2,971,933千円の残額が生じた。

これを一般会計と特別会計に分類してみると、一般会計では予算現額62,054,702千円（前年度比3.6%減）に対し、

歳入 60,083,864千円 （前年度比1.1%減）

歳出 58,514,751千円 （前年度比1.4%減）

となり、決算額の前年度比で歳入659,617千円の減少、歳出847,624千円の減少となっている。

特別会計では、予算現額37,690,236千円（前年度比7.4%減）に対し、

歳入 35,970,238千円 （前年度比7.9%減）

歳出 34,567,418千円 （前年度比8.2%減）

となり、決算額の前年度比で歳入3,072,354千円の減少、歳出3,097,676千円の減少となっている。

決算総額の推移は、次表のとおりである。

（単位 千円・％）

区 分		平成 30 年 度		平成 29 年 度		平成 28 年 度	
		金 額	前年度比	金 額	前年度比	金 額	前年度比
一般会計	予算現額	62,054,702	96.4	64,341,142	100.5	63,993,430	96.1
	歳 入	60,083,864	98.9	60,743,481	99.6	60,982,045	94.7
	歳 出	58,514,751	98.6	59,362,375	100.4	59,140,934	96.1
特別会計	予算現額	37,690,236	92.6	40,718,802	102.6	39,705,198	96.0
	歳 入	35,970,238	92.1	39,042,592	99.9	39,065,188	95.3
	歳 出	34,567,418	91.8	37,665,094	101.7	37,040,447	93.6
合 計	予算現額	99,744,938	94.9	105,059,944	101.3	103,698,628	96.1
	歳 入	96,054,102	96.3	99,786,073	99.7	100,047,233	94.9
	歳 出	93,082,169	95.9	97,027,469	100.9	96,181,381	95.1

次に、一般会計と特別会計相互の繰入、繰出による重複額を控除した純計決算額は、

純計歳入額 91,075,395千円 （前年度比3.8%減）

純計歳出額 88,103,460千円 （前年度比4.2%減）

である。（資料1参照）

(2) 普通会計における財政状況

地方公共団体の財政状況を比較するには、個々の各会計の範囲が異なっている等の為に、地方財政統計上統一された普通会計が用いられている。

本市の場合は、一般会計に墓園やすらぎの森事業特別会計、与良川水系湛水防除事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計、栃木県南地方卸売市場特別会計を加え、会計間の重複額を控除したものである。

当年度の普通会計決算額は、歳入 58,376,530 千円、歳出 56,741,974 千円で、歳入歳出差引額は、1,634,556 千円である。

①財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標として用いられており、地方交付税の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 カ年の平均値をいう。この数値は「1」に近く「1」を超えるほど財源に余裕があり、財政力が強く、単年度で「1」を超える団体は、普通交付税の不交付団体である。

当年度の指数は 0.979 であり、平成 29 年度 0.973、平成 28 年度 0.982 の 3 カ年の平均値は 0.978 である。

②実質収支比率

地方公共団体の決算剰余又は欠損の状況を財政規模との比較で表わしたもので財政運営の健全性を評価するために用いられる。一般的には概ね標準財政規模の 5% 程度を維持することが望ましいとされている。

当年度の比率は 4.6% で、前年度から 1.6 ポイント上昇している。

③経常収支比率

税収入や普通交付税などの経常的に収入される一般財源の何%が、人件費や公債費をはじめとする経常的に支出される経費に充てられているかをみるための指標で、この比率が高ければ高いほど経常一般財源に余裕がないこと、即ち投資的事業をはじめ、住民の新しいニーズに応じていくだけの余力が無くなっていることを意味する。市にあっては 80% を超える場合には、弾力性が失われつつあるものと判断される。

当年度の比率は 86.1% で、前年度から 1.8 ポイント改善している。

④実質公債費比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）にかかる健全化指標の一つであり、普通会計の公債費に加え、公債費に準ずるものとして、公営企業への繰出金や一部事務組合への負担金のうち、公債費充当分も含めて算出する。特別会計・企業会計等の連結ベースで算出する実質的な公債費比率で、この比率が 18% 以上の場合、起債発行に許可を要する団体となり、25% を超えると財政健全化法の早期健全化団体（地方債発行にも制限）、35% を超えると財政再建団体となる。

当年度の比率は 4.9% であり、平成 29 年度 6.5%、平成 28 年度 6.1% の 3 カ年の平均値は 5.8% である。

⑤将来負担比率

財政健全化法にかかる健全化指標の一つであり、地方公共団体の一般会計の負債（地方債等）や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標である。

この比率が高い場合は、当該団体の一般財源規模に比べ、将来負担額が大きいということであり、今後、実質公債費比率が増大すること等により、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなる。

この将来負担比率を算定することにより、現在の負担と将来の負担のバランスを念頭においた財政運営が可能となるものであり、350%を超えると財政健全化法の財政再建団体となる。

当年度の比率は 68.1%で、前年度より 1.0 ポイント悪化している。

なお、財政状況の推移は、次表のとおりである。

区 分	平成 3 0 年度	平成 2 9 年度	平成 2 8 年度
財 政 力 指 数	0.979	0.976	0.968
実 質 収 支 比 率	4.6%	3.0%	4.9%
経 常 収 支 比 率	86.1%	87.9%	88.5%
実 質 公 債 費 比 率	5.8%	5.5%	4.7%
将 来 負 担 比 率	68.1%	67.1%	68.6%

※ 財政力指数及び実質公債費比率の数値は過去 3 ヲ年の平均値

2 一般会計

(1) 総 説

歳入歳出決算額は、歳入 60,083,864 千円(前年度比 1.1%減、予算現額に対する割合 96.8%)、歳出 58,514,751 千円(前年度比 1.4%減、予算現額に対する割合 94.3%)であり、前年度と比較して歳入で 659,617 千円の減少、歳出で 847,624 千円の減少となっている。歳入歳出における差引額は 1,569,113 千円であるが、これから翌年度へ繰越すべき財源である繰越明許費 160,513 千円を差引いた当年度の実質収支額は 1,408,600 千円である。当年度の実質収支額から前年度の実質収支額 910,853 千円を差引いた単年度収支は 497,747 千円の黒字である。単年度収支に積立金 10,344 千円を加え、積立金取崩額 300 千円を差し引いた実質単年度収支は 507,791 千円の黒字である。

次に歳入歳出の割合をみると、歳入の財源内訳は、市税等の自主財源の割合が 61.1%(前年度 60.1%)、国庫支出金、県支出金、市債等の依存財源の割合が 38.9%(前年度 39.9%)となっている。(資料 6 参照)

歳出の性質別割合では、義務的経費が 48.6%(前年度 47.2%)、投資的経費が 11.4%(前年度 13.2%)、その他が 40.0%(前年度 39.6%)となっている。(資料 7 参照)

予算の補正状況については、全般的に妥当なものと認められた。

(単位 千円)

区 分		平成 3 0 年度	平成 2 9 年度	平成 2 8 年度
ア	歳 入 総 額	60,083,864	60,743,481	60,982,045
イ	歳 出 総 額	58,514,751	59,362,375	59,140,934
ウ	形 式 収 支	1,569,113	1,381,106	1,841,111
エ 翌年 度へ繰り 越すべき 財源	継 続 費 通 次 繰 越	0	230,283	122,645
	繰 越 明 許 費	160,513	239,970	223,031
	事 故 繰 越	0	0	0
	計	160,513	470,253	345,676
オ	実 質 収 支 (ウ - エ)	1,408,600	910,853	1,495,435
カ	単 年 度 収 支	497,747	△584,582	△953,281
キ	積 立 金	10,344	5,208	6,457
ク	繰 上 償 還 金	0	0	0
ケ	積 立 金 取 崩 額	300	0	0
コ	実 質 単 年 度 収 支	507,791	△579,374	△946,824

注 1 単年度収支は、当年度の実質収支から前年度の実質収支を差引いたものである。

注 2 積立金、積立金取崩額は、財政調整基金に係るものである。

注 3 実質単年度収支＝カ＋キ＋ク－ケ